⑯　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、関東地方整備局総務部契約課（〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　電話048―601―3151㈹）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⑰　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⑱　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Wataru Onishi Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the H28 peripheral treinforcement of Kawamata Dam.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 24 November 2016.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 14 February 2017 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 14 February 2017).

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower―2 2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年10月28日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長　池田　豊人

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　毛馬排水機場６号ポンプ設備改修工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　大阪府大阪市都島区毛馬町３丁目地先

⑷　工事内容　主ポンプ設備　分解整備　１台、翼角制御装置　分解整備　１式、大電動機　分解整備　１台、減速機　更新　１台、小電動機　撤去　１台、６号主ポンプ盤　更新　１面、既設制御盤　改造　１式、仮設工　１式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成30年６月30日まで。

⑹　使用する主要な資機材　減速機　１台、主ポンプ盤　１面

⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑼　総価契約単価合意方式の適用

１）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

２）本方式の実施方式としては、

イ）単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。下記ロ）において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

ロ）包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。

ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、上記１）の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

３）受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

４）その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成13年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐または㋑の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

㋐　河川における揚排水ポンプ設備（水中ポンプを除く）の新設工事。

㋑　河川における揚排水ポンプ設備（水中ポンプを除き、主ポンプ又は減速機を含むものに限る）の修繕工事。

なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうち１社が平成13年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員は平成13年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋒の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

㋒　揚排水ポンプ設備（水中ポンプを除く）工事

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に配置できること。

ただし、現地での据付期間については、専任で配置できること（現地での据付期間は平成29年10月から平成30年６月を予定している。）